

平成18年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成18年6月1日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 議案第36号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第37号 瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第38号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第39号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第43号 瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第4 常任委員の選任

- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 議案第36号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第37号 瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第38号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第39号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第43号 瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長 松野幸信 助 役 福野寿英

収 入 役	河 合 和 義	教 育 長	今 井 恭 博
市 長 公 室 長	広 瀬 幸 四 郎	総 務 部 長	関 谷 巖
市 民 部 長	青 木 輝 夫	都 市 整 備 部 長	水 野 年 彦
調 整 監	中 島 隆 二	水 道 部 長	松 尾 治 幸
教 育 次 長	福 野 正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書 記	広 瀬 照 泰
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しております。

これより、平成18年第 2 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号10番 小川勝範君と11番 小寺徹君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたし、お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日より 6 月 9 日までの 9 日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月 9 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

8 件報告をいたします。

まず 1 件目は、慶弔に関する報告をいたします。

勲一等旭日大綬章も受章されました瑞穂市名誉市民、岐阜県名誉県民の松野幸泰氏が、平成18年 5 月22日午後10時49分に御逝去されました。氏は長い生涯を通じ、穂積村村議会議員、岐阜県議会議員、岐阜県知事、衆議院議員として御活躍をされ、衆議院議員時代においては、国土庁長官、北海道開発庁長官を務められるなど、我が郷土を初め、国家のために献身されました。

ここに謹んで、心から御冥福を祈り、故人のみたまに深く哀悼の意をあらわすため、1 分間の黙祷をささげたいと思っております。

皆さん、御起立をいただきます。

黙祷。

〔 1 分間の黙祷 〕

議長（土屋勝義君） ありがとうございます。御着席ください。

続いて 2 件目の報告をいたします。地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成 18 年 4 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 3 件目ですが、地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は、5 月 23 日に教育総務課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

4 件目は、財団法人瑞穂市施設管理公社の経営状況を説明する書類が 5 月 26 日、市長から提出されましたので報告します。

平成 17 年度の事業報告書及び収支決算書と平成 18 年度の事業計画書及び収支予算書が、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出されております。

5 件目は、瑞穂市土地開発公社の経営状況を説明する書類が 5 月 26 日、市長から提出されましたので報告いたします。

平成 17 年度の事業報告書及び決算書と平成 18 年度の事業計画書、予算書及び資金計画書が、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出されております。

6 件目は、みずほ公共サービス株式会社の経営状況を説明する書類が 5 月 26 日、市長から提出されておりますので報告いたします。

平成 17 年度の事業報告書及び決算書と平成 18 年度の事業計画書が、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出されております。

これら 3 件の経営状況を説明する書類の写しは、皆さんのお手元に配付してありますので、ごらんください。

7 件目は、市議会議長会関係の報告です。

5 月 19 日、中濃十市議長会が各務原市で開催され、私と副議長、議会事務局長の 3 人が出席いたしましたので、報告いたします。会議は平成 17 年度の会務報告の後、平成 18 年度予算を可決し、役員を選任を行いました。会長には各務原市、副会長には美濃加茂市、監事には羽島市の各議長が選任されました。このほか会則の一部を改正する議案など 3 議案を審議し、いずれも可決されました。また、秋には 10 市の全議員を対象とした研修会が各務原市で開催される予定であります。開催日等につきましてはお知らせしますので、御参加いただきたいと思います。

以上、報告しました監査委員からの報告及び中濃十市議長会の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後 8 件目は、平成18年第 2 回もとす広域連合議会臨時会について、安藤由庸君から報告を願います。

1 番 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 議長より御指名をいただきましたので、平成18年第 2 回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告をいたします。

第 2 回臨時会は、5 月10日に 1 日間の会期で本巢市役所本庁舎 3 階の議場で開催されました。開会后、直ちに議会運営委員会と各常任委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われました。これは、2 月17日で会期が終了した前回の第 1 回定例会において、委員の任期が 2 月 22 日で満了することから新委員の選任だけ行われておりましたが、各委員会で行われる委員長と副委員長の互選については、委員の任期が満了した後しか行えないので、今回、最初に委員会を開催し、委員長、副委員長を互選するものです。結果を瑞穂市関係分に限って申し上げます。私、安藤が療育医療衛生常任委員会の委員長に、小川勝範議員が総務介護常任委員会の副委員長に互選されました。

今回の平成18年第 2 回もとす広域連合議会臨時会に、広域連合長から提出された議案は10件で、専決処分の承認を求める議案 2 件、広域計画の変更議案 1 件、条例の制定・改正を行う議案 5 件、平成18年度の補正予算 2 件でした。

もとす広域連合を組織する瑞穂市、本巢市、北方町では、3 月議会でもとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についての議案をそれぞれ可決しました。これにより変更の協議が調い、県知事から変更の許可が得られたので、これを広域計画、条例、予算に反映させるのが第 2 回臨時会の主な議案の内容です。

具体的には、障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定の審査判定を行うための広域計画の変更、認定審査会設置条例の制定、同委員の報酬を定める報酬条例の一部改正、一般会計の補正予算でありました。また、介護保険制度の改正等により、広域計画の変更、大和園条例の一部改正、老人福祉施設特別会計の補正予算がありました。

このほかには、人事院規則の改正により連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行により、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正もありました。結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成18年第 2 回もとす広域連合議会臨時会の報告とさせていただきます。なお、これら臨時会の議案書及び説明資料を議会事務局に預けてありますので、必要な方は議会事務局でござんいただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（土屋勝義君） ありがとうございます。これで諸般の報告を終わります。

市長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今議会に報告をいたします行政報告は、2件でございます。

まず、報告第3号平成17年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

3月の定例議会の補正予算において、（仮称）本田コミュニティーセンター建設事業 544万1,000円を、2月臨時議会の補正予算において、穂積小学校校舎整備事業3億7,740万円を繰越明許費として承認いただきましたが、これを平成18年度へ繰越明許費として繰り越しましたので、報告するものであります。

もう1件、報告第4号専決処分の報告について（道路管理瑕疵）については、平成18年5月1日に市道側溝から突出していた鉄筋により女兒が負傷しました。この負傷事故による損害賠償につき、専決処分をしたものであります。

議長（土屋勝義君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

私は、一身上の都合により議長の職を辞したいと思っておりますので、ただいまの休憩時間中に議長の辞職願を副議長あてに提出いたしました。

時のたつものは早いもので、一昨年5月11日、瑞穂市の2代目の議長を拝命して以来、はや2年が過ぎ去りました。この間、議員各位にはいろいろとお世話をいただき、また執行部にもいろいろと力添えをいただきまして、無事に本日を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。

このたび、一身上の都合により議長職を辞したいと思っております。どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。あすからは一議員となりまして、市民の幸せのために精いっぱい努力を積み重ねてまいり所存でございます。今後とも皆様方には変わらぬ御指導、お力添えを賜りますよう心よりお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。2年間、まことにありがとうございました。（拍手）

お諮りします。ここで、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

議長（土屋勝義君） これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥のため退場することにいたします。副議長と交代いたします。

〔議長 土屋勝義君退場〕

〔副議長 星川睦枝君議長席に着席〕

副議長（星川睦枝君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

それでは追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

お諮りします。土屋勝義君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、土屋勝義君の議長辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、土屋勝義君の入場を許可します。

〔議長 土屋勝義君入場〕

副議長（星川睦枝君） 土屋勝義君に申し上げます。

土屋勝義君が議長を辞職することは、許可されました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

副議長（星川睦枝君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

〔挙手する者あり〕

副議長（星川睦枝君） 西岡議員。

19番（西岡一成君） 議長選挙を行う前に、暫時休憩を求めます。

副議長（星川睦枝君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時59分

副議長（星川睦枝君） ただいまの出席議員は20名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙に当たり、議長に立候補される方の挙手を求めます。

〔立候補者挙手〕

副議長（星川睦枝君） 議長に立候補される方が3名おられますので、それぞれ所信表明をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議長に立候補される方は、所信表明を行うことに決定しました。

所信表明をする順序をくじによって定めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。

議長に立候補された方が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思います。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を定めるものです。2回目は、この順序によってくじを引き、所信表明をする順序を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。1番から順に、立候補者の人数分だけ抽選棒を入れますので、1番くじを引かれた方から先順位とします。

それでは、議長に立候補された方は壇上にて、まずくじを引く順序を定めるくじを引いてください。

〔くじを引く順序を定めるくじ引き〕

副議長（星川睦枝君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、小寺議員、次に広瀬捨男議員、3番目に藤橋議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、所信表明をする順序を決定するくじを行います。

順にくじを引いてください。

〔所信表明の順序を定めるくじ引き〕

副議長（星川睦枝君） 所信表明をする順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、小寺徹君、次に藤橋礼治君、次に広瀬捨男君、以上のとおりです。

では、小寺徹君の所信表明の発言を許可します。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。今回の議長選挙に当たりまして、議長に立候補に当たっての私の抱負を3点にわたって述べたいと思います。

まず一つは、議会は言論の府であります。議員の皆さんが活発な議論によってこの瑞穂市をよい町にするための議論を保障することをしていきたいと思っております。多数会派、少数会派の区別なく、特に少数会派についても発言の場を設けるよう努力をしていきたいと考えております。

2点目は、現在は二元代表制という制度で、議会も今後政策能力、または議案提出能力を強めていく必要があると考えております。多くの議員の皆さんが選挙のときに市民から託された

要求、さらには選挙のときに公約されたその公約を実現することが大切でございます。そういう点で、議会の事務局も1名増員されて、機能も強化されつつあります。そういう力をかりながら、議員も一生懸命勉強し、努力をし、二元代表制の一つの代表の一部として市民の負託にこたえる立派な議員の、条例なり予算なりの提案ができる能力を身につけていく、そのために努力をしていきたいと考えております。

3点目は、議会は執行部の行政をしっかりとチェックする機能を果たすべきでございます。予算が執行される中途の段階も、どのように執行がされておるか、特に大きな事業に対してはしっかりと途中経過も報告を受けながら、議会と執行部がお互いにチェックをし努力をして、市民のための行政を培っていく、そういうことが必要だと思えます。そのためには全員協議会を月に1回開いて、そこで行政の事業の進行状況を報告願ひ、お互いにチェックしていく、そういうことをしていきたいと考えております。

以上、3点のことを議長立候補に当たって述べて、私の抱負とさせていただきます。

副議長（星川睦枝君） 次に、藤橋礼治君の所信表明の発言を許可します。

12番（藤橋礼治君） 12番、新政会所属の藤橋礼治でございます。

私は、ただいま議長選に立候補をいたしました。私はこの瑞穂市を愛しております。皆さんもこの瑞穂市に住みたいなあ、瑞穂市に住んでよかったなあ。市民の方々はいろいろと要望をされております。また、いろんな夢を持ち、希望も持たれております。それにおこたえするのが我々議会であり、執行部であると思えます。それにはやはり、議会、執行部が切磋琢磨し努力するのが我々議会人であると思えます。そういった意味合いで、私はこの議長選に立候補をさせていただきました。いろいろ細かい点につきましては、議会の皆様方とよく相談をしながら、市民に恥ずかしくない議会を務めていきたいと、そんな願ひでございます。皆様方の温かい一票を藤橋礼治に御投票いただきますことを心から願ひ申し上げまして、議長所信表明のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（星川睦枝君） 次に、広瀬捨男君の所信表明の発言を許可します。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男でございます。

議長に立候補の所信表明をさせていただきます。

私は住民自治の精神に基づき、住民が主人公の公正な市政を実現するため、1点として真の二元代表性の確立、2点目として議員の調査、研究活動の強化を目的としております。先ほど候補者の中にもありましたが、やはり議員は市民の代弁者として、市民の声をいろいろと研究し議員活動をしながら、執行部とも切磋琢磨してすばらしい市になるよう努力するために、立候補させていただきました。皆さんの絶大なる御支援をいただきますよう心から願ひしまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

副議長（星川睦枝君） 3名、議長に立候補された方の所信表明が終わりました。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

副議長（星川睦枝君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号13番
山本訓男君と16番 棚瀬悦宏君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

副議長（星川睦枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

副議長（星川睦枝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

副議長（星川睦枝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

副議長（星川睦枝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小寺徹君1票、藤橋礼治君15票、広瀬捨男君4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、藤橋礼治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

副議長（星川睦枝君） ただいま議長に当選された藤橋礼治君が議長におられます。会議規則
第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

藤橋礼治君は登壇し、ごあいさつ願います。

〔議長 藤橋礼治君登壇〕

議長（藤橋礼治君） 謹んでお礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは瑞穂市議会議長の選挙に際しまして、議員の皆様方には私に投票をいただきまして、まことにありがとうございます。浅学非才な私ではございますが、この議会を汚さないように、市民の要望にこたえるような、皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。また、執行部におかれましては、いろいろと議会と切磋琢磨し、瑞穂市の発展のためによろしく願いをいたす次第でございます。何回も申し上げるとおり、私は本当に皆さんとともに瑞穂市を愛しております。どうか最後まで温かい御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。議長選任のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

副議長（星川睦枝君） これで私の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

藤橋礼治議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 星川睦枝君降壇〕

〔議長 藤橋礼治君議長席に着席〕

議長（藤橋礼治君） これより私が議長の職務を務めさせていただきます。

何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時42分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩時間中に、星川睦枝君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について、星川睦枝君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

星川睦枝君

副議長（星川睦枝君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

副議長を辞職するに当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思っております。未熟な私でしたが、皆様方の御指導のもと、この2年間、また議長を補佐しこの重責を果たすことができました。本日、6月1日をもって辞職したいと思っております。お取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。これからも皆様方とともに瑞穂市市政発展のために、一生懸命努力する覚悟でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。辞職のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（藤橋礼治君） お諮りいたします。ここで、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長辞職の件

議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、星川睦枝君の退場を求めます。

〔副議長 星川睦枝君退場〕

議長（土屋勝義君） お諮りいたします。星川睦枝君の副議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、星川睦枝君の副議長辞職を許可することに決定をいたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、星川睦枝君の入場を許可します。

〔副議長 星川睦枝君入場〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君に申し上げます。

星川睦枝君が副議長を辞職することは、許可されました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 選挙の方法でございますが、議長選挙と同じように立候補をされる方が所信表明をされて投票されるような選挙方法について、よろしく議長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

議長（藤橋礼治君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時56分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長選挙に当たり、副議長に立候補される方の挙手を求めます。

〔立候補者挙手〕

議長（藤橋礼治君） 副議長に立候補される方は2名おられますので、それぞれ所信表明をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、副議長に立候補される方の所信表明を行うことに決定しました。

所信表明をする順序をくじによって定めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

副議長に立候補された方が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を定めるためのものがございます。2回目は、この順序によってくじを引き、所信表明をする順序を決定するためのものであります。

くじは抽選棒で行います。1番から順に、立候補者の人数分だけ抽選棒を入れますので、1番くじを引かれた方から先順位とします。

それでは、副議長に立候補された方は壇上にて、まずくじを引く順序を定めるくじを引いてください。

〔くじを引く順序を定めるくじ引き〕

議長（藤橋礼治君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、小川勝範君、2番に西岡一成君、以上のとおりでございます。

ただいまの順序により、所信表明をする順序を決定するくじを行います。

順にくじを引いてください。

〔所信表明の順序を定めるくじ引き〕

議長（藤橋礼治君） 所信表明をする順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、西岡君、次に小川君、以上のとおりでございます。

では、西岡君の所信表明発言を許可します。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。私どもは住民が主人公の公正な市政の実現、このことを目指して旗揚げをいたしたところでございます。それで具体的に議会運営につきましても、住民の多様な意見を十分議会に反映をさせること、そのことが一番大事なことでなかろうかと思っております。具体的には、会派の代表者会議等の中で少数会派の意見を十分聞いて、反映をしていく。そのような議会運営を心がけることが肝要ではないかというふうに思

っております。

二つ目に大事なことは、二元代表制の話もございましたけれども、しっかりと議会は執行部をチェックする。そのためには、調査・研究活動を強化して、政策形成能力をしっかりと身につけていく。そういう環境を議会がどうつくっていくのか。この基本的に二つの視点がまず重要ではなかろうかというふうに思っております。副議長は議長を補佐する役割ではありますがけれども、私も20年にわたって議会活動をやっておりますけれども、一貫して少数派でやってまいりましたから、議会の中に少数派の声を反映させることが本当に民主主義の基本である。多数派は少数派の意見を本当に尊重するだけの度量、構えというものがなければ民主主義は十分うまく機能していかない。こういうことの実験場が、地方自治体の議会ではなかろうかというふうに思っております。あまり多くを語っては申しわけございませんので、簡単でございますけれども、副議長立候補に当たってのあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 次に、小川君の所信表明の発言を許可します。

10番（小川勝範君） 議席番号10番、新政会の小川でございます。このたび副議長に立候補させていただきますので、その所信を述べさせていただきます。

私は平成7年、町議に立候補し、そして平成16年、市会議員に立候補いたしました。立候補したときは「よし、おれが町並びに市をよくしよう」と一人で思っておりましたが、この議会経験を生かしますと、この議会運営については議員各位の皆さん方と力を合わせて、お互いに市町をよくするんやということをつくづく感じております。今回、副議長に立候補をしました決意は、議長の補佐をしがてら、市民のための議会運営に努めていきたいと思っておりますので、議員各位の皆様方の御支援、よろしく願いをいたします。立候補表明、終わります。

議長（藤橋礼治君） 副議長に立候補された2名の所信表明が終わりました。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人です。次に立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号17番 土屋勝義君、18番 澤井幸一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（藤橋礼治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（藤橋礼治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

議長（藤橋礼治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（藤橋礼治君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票18票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、西岡一成君4票、小川勝範君14票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、小川勝範君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開けてください。

〔議場開鎖〕

議長（藤橋礼治君） ただいま副議長に当選された小川君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

小川勝範君、登壇しごあいさつを願います。

〔副議長 小川勝範君登壇〕

副議長（小川勝範君） ただいまの副議長選挙におきましては、皆さん方に温かい御支援をいただき、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。まことに微力な私でございますが、瑞穂市の発展と、そして円満な議会運営を目指し、藤橋議長のもと補佐役として誠心誠意努力をしたいと存じます。今後も議員各位の皆さん方の温かい御支援、御指導をいただき、心から御礼を申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第4 常任委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午後2時00分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に、篠田徹君、熊谷祐子君、小川勝範君、広瀬捨男君、澤井幸一君の5名でございます。

産業建設委員会に、浅野楔雄君、堀孝正君、小寺徹君、星川睦枝君、棚瀬悦宏君の5名でございます。

厚生委員会に、安藤由庸君、松野藤四郎君、桜木ゆう子君、藤橋礼治、山田隆義君の5名でございます。

文教委員会に、若園五朗君、広瀬時男君、山本訓男君、土屋勝義君、西岡一成君の5名でございます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

総務委員会は議員会議室、産業建設委員会は第2議員会議室、厚生委員会は正副議長室、文教委員会は第1議員控え室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

総務委員会委員長、澤井幸一君、副委員長、篠田徹君。産業建設委員会委員長、浅野楔雄君、副委員長、小寺徹君。厚生委員会委員長、安藤由庸君、副委員長、松野藤四郎君。文教委員会委員長、若園五朗君、副委員長、山本訓男君。以上のとおりでございます。

日程第5 議会運営委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、広瀬時男君、熊谷祐子君、星川睦枝君、棚瀬悦宏君、山田隆義君の以上5人を指名したい

と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長並びに副委員長の互選を行っていただきます。

議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時22分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に山田隆義君、副委員長は星川睦枝君が決定しましたので、御報告いたします。

日程第6 議案第36号から日程第16 議案第46号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第36号瑞穂市教育委員会委員の任命についてから、日程第16、議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成18年第2回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席いただき、ありがとうございます。

5月10日の経済財政諮問会議には、各自治体の人口・面積を基本に配分する新型交付税を平成19年度予算から導入することなどが提示され、歳出・歳入の一体改革に伴う地方財政改革の本格的な論議が進んでいます。その動向を注目しながら、市の財政計画を組み立てていかなければなりません。平成16年から18年の三位一体改革の瑞穂市への影響は、3年間で補助金改革による負担増6億7,200万円、税源移譲5億9,200万円、交付税の減額10億6,500万円と推計され、差し引き11億4,500万円のマイナスとなっております。また、合併特例債は平成15年から17年で24億4,000万円が借り入れ済み、平成18年から21年には別府保育所、給食センター、消防設備、コミュニティーセンターなどの計画事業で55億2,200万円を借り入れ予定であり、起債可能残は28億3,200万円となっております。その結果、全会計の起債残高は、平成19年度で185億6,100万円となり、償還額のピークは平成23年の16億500万円で、10億円以上の公債

費を必要とするのは平成19年から平成31年まで13年間続くこととなります。

地方財政改革の論議で特に注目していかなければならないのは、1．新型交付税は平成19年度予算から導入し、3年間で5兆円規模を目指すとしているが、その影響はどうか。2．社会保障の国・地方を通じた歳出の見直しを提示しているが、地方の歳出の9割は国が基準づけをしており、その関連はどうなるのか。3．地方債の起債の自由化を図ると同時に返済の交付税措置の廃止が検討されているが、対象となる起債はどれからか。4．歳出の見直しにより基準財政需要額が減少することとなるが、不交付団体となる可能性は、などかと思えます。

自由、責任、自立の新三位一体を目指した地方財政改革方針が間もなく策定されると思しますので、その影響を見込んだ中長期的な瑞穂市の財政基本計画を検討しなければなりません。また、社会保障関係費の地方負担が10年後には1.5倍程度になると見込まれ、厳しい財政事情は続くものと思われますので、慎重なる財政運用が必要であります。

今議会に提出し御審議をお願いする案件は、人事に関するもの2件、条例の改正に関するもの9件の11件であります。以下、各議案について概要を説明いたします。

議案第36号瑞穂市教育委員会委員の任命については、木寺清勝委員の任期が平成18年7月4日に満了となります。その後任として古川正敏氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任については、固定資産評価審査委員会委員の任期が平成18年6月30日に満了するのに伴い、引き続き牧野泰蔵氏を、また新たに大野健治氏及び北村孝治氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、育児を行う職員の早出遅出勤務について、学童保育の保育時間後の子の迎えのためにも適用できるように改正を行うものであります。

議案第39号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第40号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

議案第41号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布等に伴い、市条例の改正を行うものであります。

議案第42号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、公的年金等の最低保障額が「140万円」から「120万円」に引き下げられるため、激変緩和措置として瑞穂市国民健康保険税の課税の特例事項について改正

するとともに、関連する字句等の改正を行うものであります。

議案第43号瑞穂市うすずみ研修センター条例の一部を改正する条例については、うすずみ研修センターの管理運営について指定管理者制度を導入することができるよう、市条例の改正を行うものであります。

議案第44号瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例については、介護保険法の改正に伴い、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防サービス事業が介護保険制度の中に新たに位置づけられたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴い、市条例の文言整理の改正を行うものであります。

議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、市条例の改正を行うものであります。

以上、各議案につき概要を説明いたしました。御審議の上、適切なる議決を賜りますよう、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時50分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第36号瑞穂市教育委員会委員の任命についてから、議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11議案を、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第36号瑞穂市教育委員会委員の任命についてから、議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第36号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 議案第36号瑞穂市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

瑞穂市教育委員会委員に古川正敏君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第36号は同意されました。

日程第7 議案第37号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） ただいま一括議題となっております議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任については、3名の委員について議会の同意を求められております。

そこで、まず牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。

瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰蔵君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野

泰蔵君を選任することは、同意することに決定いたしました。

次に、大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。

瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することは、同意することに決定いたしました。

次に、北村孝治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、北村孝治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決します。

瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に北村孝治君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に北村孝治君を選任することは、同意することに決定しました。

したがって、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。御苦労さまでございました。

延会 午後2時59分

